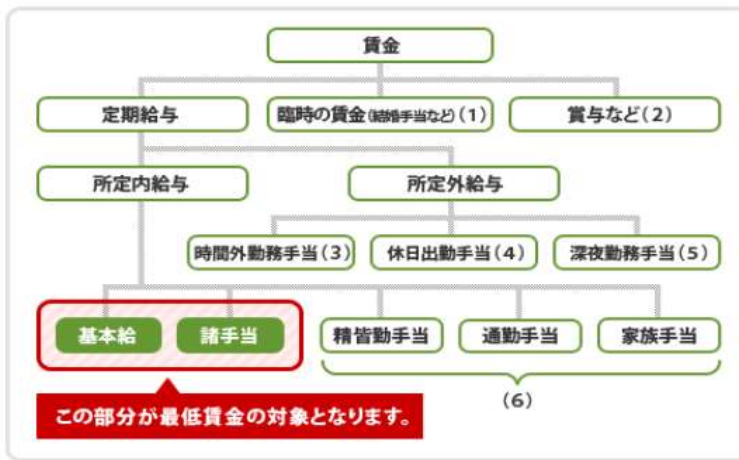




最低賃金の改定が発表されました！！

働く人の生活を保障するために都道府県毎に定められている「最低賃金」。
新型コロナウイルスが経済に与えた影響は大きい中、今年は40県が最低賃金の引き上げに踏み切りました。最低賃金の改定は**10月以降**に順次実施予定です。

ここでおさらい！最低賃金の対象となる範囲



【最低賃金の対象とならない賃金】

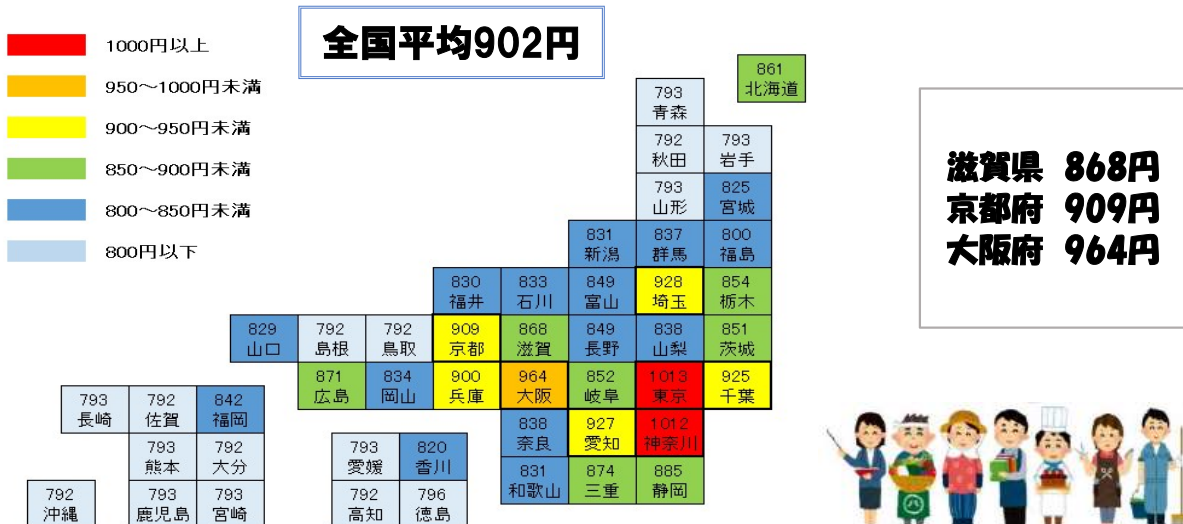
- (1) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (2) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (3) 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- (4) 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金）
- (5) 午後10時から午前5時までの労働に対して賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- (6) 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

賃金を換算・比較してみましょう！

- ① 時間給の場合・・・時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- ② 日給の場合・・・日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- ③ 月給の場合・・・月給 \div 1ヶ月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

すべて時間額での比較です。日給や月給は時間給に換算します。

地域別最低賃金(2020年10月以降順次改定)



最低賃金の判断でお困りの方は、当事務所までお気軽にご相談下さい！